

「大崎事件」再審請求棄却決定に抗議する会長声明

鹿児島地方裁判所は、2022年（令和4年）6月22日、いわゆる大崎事件第4次再審請求事件につき、再審請求を棄却する決定をした。

大崎事件は、1979年（昭和54年）10月12日、鹿児島県大崎町の農道脇に転落し前後不覚で道路上に横臥していた原口アヤ子氏（以下、「アヤ子氏」という。）の義弟が、その後近隣住民2名によって自宅に運ばれてきたところ、アヤ子氏が、アヤ子氏の元夫らと共謀して同日午後11時頃義弟を殺害し、翌日午前4時頃同人の遺体を遺棄したとされる事件である。アヤ子氏は、逮捕時から一貫して無罪を主張してきたが、「共犯者」とされた元夫らの自白等により懲役10年の有罪判決を受け、服役することとなった。

その後、アヤ子氏は再審を請求し、これまでに、第1次再審請求審決定、第3次再審請求審決定、同即時抗告審決定と、実に3度も再審開始決定を勝ち取ってきた。しかし、その都度検察官が不服申立てを行い、第3次再審請求即時抗告審決定に対する特別抗告を受けた最高裁判所は、2019年（令和元年）6月25日、再審開始決定を取り消して自判で再審請求を棄却した。

第4次再審請求では、死亡時期について救急救命医の鑑定書、近隣住民2名の供述鑑定書が新証拠として提出され、これらの新証拠は、義弟が転落事故によって自宅に運ばれた頃には死亡していた可能性が高いこと、すなわち殺人事件が存在しないことを明らかにするものであったが、本決定は、前述の最高裁判所の決定に追従し、再審請求を棄却したものである。

本決定は、新証拠の明白性について新旧全証拠の総合評価がなされるべきであること、再審事件の審理においても「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されることを判示した白鳥・財田川決定に明らかに違反しているほか、死亡時期に関する検討も不十分であって、到底是認できない。

大崎事件においては、現行の再審制度（刑事訴訟法第4編）における問題点が浮き彫りになっている。大崎事件では3度にわたり再審開始決定がなされているにもかかわらず、検察官により繰り返し不服申立てがなされて審理が長期化し、アヤ子氏は現在95歳の高齢となっている。また、再審請求において証拠開示に関する規定がないため、これまでの審理の過程において、裁判体によって証拠開示の実施の有無が異なるという、いわゆる「再審格差」の問題も顕在化している。

こうした現行の再審制度の問題点については、2019年（令和元年）10月2日、第62回人権擁護大会において、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が採択され、その後日本弁護士連合会において「再審法改正実現本部」が発足し、再審制度の改正に向けた機運が高まってきている。

当会は、大崎事件について一刻も早く再審開始決定がなされ、再審公判が開かれることを求めるとともに、えん罪防止の実現を目指し、再審制度の改正に向けて全力を尽くす決意である。

令和4年8月18日

千葉県弁護士会

会長 篠崎 純